

構内除排雪作業仕様書

I 業務概要

1. 業 務 名 北海道運輸局札幌運輸支局及び独立行政法人自動車総合機構北海道検査部
構内除排雪作業
2. 実施場所 札幌市東区北28条東1丁目1番1号
北海道運輸局札幌運輸支局及び独立行政法人自動車総合機構北海道検査部
構内

II 業務仕様

1. 除雪作業

- (1) 除雪作業は、10cm以上の降雪量があったとき又は午前6時00分までの降雪量が10cmを超えると見込まれるとき、あるいは発注者からの指示があったときに行うものとする。
- (2) 除雪範囲及び集積場所は別添図面のとおりとする。
- (3) 除雪作業は、特に発注者からの指示がある場合の他は午前6時00分までに完了すること。
- (4) 受注者は、午前6時00分までに作業が完了しない場合、及び発注者からの指示に基づき午前6時00分以降に作業をする場合は、作業順序及び要領について発注者の指示を受けること。
- (5) 土・日曜日、祝日及び公休日は原則として作業を行わない。

2. 排雪作業

- (1) 排雪作業は、発注者からの指示があったときに限り行う。実施にあたりあらかじめ日の調整を行うこと。
- (2) 受託者は、集積場所に堆積した雪を札幌市の指定した最寄りの雪捨て場へ運搬し、排雪すること。

3. 業務報告

受託者は、除排雪作業の終了した翌日までに作業日報（様式を問わない）を作成し、あらかじめ指定する監督職員の検査を受けること。なお、排雪作業を行った場合には、ダンプトラックの車両運行記録紙（チャート紙）を添付すること。

4. 安全の確保等

受託者は、各種作業の実施にあたって安全の確保に十分留意するとともに、自らの責に帰すべき事由により受託者及び第三者に損害を与えたときは一切の責任を負うこと。特に、舗装面、縁石、フェンス、樹木に損害を与えるケースが多いため、積雪時でも除雪範囲が分かる

よう目印ポールを立てるなどにより事故防止対策を講じること。

5. その他

- (1) 構内には札幌市が管理する融雪溝が設置されているため、この融雪構運用にかかる関係各位との諸調整事項を遵守すること。
- (2) 受託者は、1か月の除雪作業終了後、遅滞なく作業に要した時間数を発注者に報告しあらかじめ指定する検査職員の検査を受けること。
- (3) 請求額は、1か月の除雪時間（1時間未満の端数がある場合、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）に契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算した金額とし、翌月速やかに請求すること。
なお、請求書の提出にあたっては1か月分の作業日報についても取りまとめ、当該月報（様式を問わない）を添えること。
- (4) 本仕様書に記載なき事項については、発注者と協議の上で実施すること。

除雪範囲及び雪堆積場の位置図

所在地 札幌市東区北28条東1丁目1番1号

用地 21,670.77㎡

除雪範囲は、建築物等を除く構内全域とする。(と を除く場所)

雪堆積場は①～④の4箇所とし、優先順位を④→③→②→①とする。(の位置)

① 12m × 50m = 600㎡

② 10m × 30m = 300㎡

③ 10m × 78m = 780㎡

④ 10m × 20m = 200㎡

計 1,880㎡

